

新聞で、三菱UFJ銀行が独自の「仮想通貨」を開発する、というニュースに接した。筆者が反射的に考えたのは、わが国の税制が、このようなITの発達やFinTechについていけるのだろうかということであった。後述するように、わが国では「仮想通貨」は現在「モノ」扱いである。国会答弁で麻生財務大臣は「(仮想通貨の一種である)ビットコインの譲渡は資産の譲渡等に該当し消費税の対象となる、また所得税や法人税の課税対象となる」旨の答弁をしている。所得税に当たる場合の所得区分は、場合に応じて、譲渡所得や事業所得・雑所得に該当するということであろう。

消費税が課税されるということは、今後「仮想通貨」が普及していくにあたって、大きな足かせとなるだろう。「モノ」を買う価格に消費税が含まれ、さらに決済手段としての「仮想通貨」にも消費課税されるということになると、「仮想通貨」で買い物を決済しようとする、「モノ」と「仮想通貨」それぞれの取引として課税されるということになり、支払手段・決済手段としての取引当事者間の認識と齟齬をきたすことになる。

つまり「仮想通貨」の普及には、消費税の問題を解決しなければならないのである。

もともと、消費税の納税義務が生じる者は、課税売上高が1,000万円以上の事業者であるから、「仮想通貨」を利用しようとする一般消費者には実害はない。この問題は「仮想通貨」を売買・交換する事業者の問題ということになる。

折しも本年6月資金決済法が改正され、「仮想通貨」の取引業者を登録制にしてマネロンなどの規制を強化することになり、「仮想通貨」が定義されることとなった(資金決済法2条5項)。税制を考える手掛かりが与えられることとなったのである。

資金決済法は「仮想通貨」を、「代価の弁済のために不特定多数の者に使用することができ、かつ、「不特定の者を相手方として購入・売買を行うことができる」、「財産的価値」である等として定義している。通貨と異なる点は、「強制通用力がない」ことで、多くの仮想通貨には、「発行主体」も存在しない。

一方消費税法は、第6条で非課税取引を定め、その具体的内容を別表1にゆだねている。そこでは、「有価証券その他これに類するものとして

政令で定めるもの及び外国為替及び外国貿易法…に規定する支払い手段その他これに類するものとして政令で定めるもの」と記されており、結局これに該当するかどうかの問題となる。

わが国以外の先進諸国を調べてみると、カナダを除くG7諸国では、「仮想通貨」の譲渡にかかる消費税(米国は小売売上税)を非課税としている。「仮想通貨」が法令できちんと定義され、「モノ」とは異なるということになれば、他の先進諸国と同様の取

扱い、すなわち非課税ということにしなければ平仄が合わなくなるのではないか。

もともと、「仮想通貨」には様々なバリエーションがある。中には利用実態が通貨に類似しているとは言えないものもあり、何が非課税とすべき「仮想通貨」なのか、年末の税制改正にむけて一層の検討が必要となる。

ITの発達により、電子書籍・音楽・広告配信など、国境を超えて役務が直接個人に提供されることとなった(B to C取引)が、それに対して外国の配信事業者をわが国に登録させて消費税の確保を行う法律改正が行われたばかりだが、税制はITの発達によりどこまで変わっていくのか、考えさせられる事例である。

